## 傍聴要領

郡山市総合計画審議会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1)会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で氏名 及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得たうえで、係員の指示に従って会 議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了します。

## 2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1)会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために 利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3)会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4)談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会 の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

## 3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。